

令和5年10月27日

▼タイトル

国民健康保険保険給付費等交付金特別交付金（特定健康診査等事業費分）の算定誤りによる返還金について

令和元年度および令和2年度の特定健康診査等事業費に係る会計検査院実地検査の指摘による返還に加え、県の指示による自主点検の平成30年度実績を含めた3か年を返還対象年度として修正申請を行い、国庫負担金を返還します。

[算定誤りの原因]

- (1) 医療機関からの検査データの情報提供にかかる経費は、当該医療機関において追加検査を行う以外は国庫負担金の対象とならないことが判明しました。
- (2) 人間ドック費用については、当該医療機関と契約の締結などにより健診項目別の費用が明確な場合のみ対象となることが判明しました。

[返還額]

(円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国への返還額	989,000	1,696,000	843,000
県への返還額	989,000	1,696,000	843,000

国への返還額 3,528,000
県への返還額 3,528,000
合 計 7,056,000

[今後の改善策]

事業の実施にあたっては、国庫負担金取扱要領等を十分理解し、算定誤りが起こらないよう細心の注意を払い業務を進めていきます。

▼問い合わせ先

- 所 属：健康福祉部 健康推進課
- 担 当：中村、長瀬
- 電話番号：0740(25)8078
- ファックス：0740(25)5678